

第162回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第12号

平成29年11月2日かすみがうら市農業委員会告示12号をもって、平成29年11月10日(金)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第162回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

平成29年11月10日(金) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 海東 功	2番 飯田 敬市	3番 齋藤 幸雄	4番 久松 弘叔
5番 井坂 孝雄	6番 欠席	7番 欠席	8番 宮本 教夫
9番 欠席	10番 塚本 勝男	11番 中山 峰雄	12番 山口 正男
13番 欠席	14番 鈴木 良道	15番 市川 敏光	16番 関川 忠雄
17番 安田 秀徳	18番 磯部 潤一	19番 欠席	20番 外塚 孝雄

4. 欠席委員

7番 貝塚 光章 9番 栗山 千勝 13番 小松崎 誠 19番 小松崎 正衛

5. 説明のため出席した者

事務局長 高田 忠 係長 永田 昌之(書記) 主幹 鈴木 幸介

6. 議事録署名委員

11番 中山 峰雄 12番 山口 正男

7. 議事日程

諸般の報告について

議事録署名委員について

日程の決定について

報告案件について

報告第42号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第43号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第44号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地の買受適格証明願
について

報告第45号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第46号 制限除外の農地移動届出の受理について

議案審議について

議案第73号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第74号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について

議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第76号 現況証明願の交付決定について

議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

その他

8. 閉会

午後2時55分閉会

事務局長	<p>只今から、平成29年度第162回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は15名で、会議規則第6条の定足数に達しております。 よって総会は成立しております。 なお、委員会規則第6条により7番 貝塚 光章委員、9番 栗山 千勝委員、 13番 小松崎 誠委員、19番 小松崎 正衛委員から欠席届が提出されております。 それでは、会議規則第4条により、議長は会長が務めることになっております ので、以後の議事進行につきましては、外塚会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>会長あいさつ 傍聴人の方に申し上げます。受付にありました、傍聴人心得を守り、傍聴される ようお願いいたします。 はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第12条 第2項の規定により、11番 中山 峰雄委員、12番 山口 正男委員を指名いた します。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の永田係長を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、只今から午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に、報告第42号、第43号、第44号、台45号、第46号の報告案件ですが、委員 の皆様、既に議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして 早速質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いいたします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第73号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可に ついて」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
2番 飯田委員	<p>ご報告申し上げます。 去る、11月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎会議室におきまして、鈴木委員と齋藤委員 と私飯田の3名で、書類審査後に現地調査を実施してきました。 番号1番は、 の 医院の東側に隣接する畑1筆と 学校の約100m北東に 位置する畑2筆と 学校の約100m西側に位置する畑1筆の4筆です。 現況はいずれもきれいに管理されておりまして、申請人は経営規模拡大のため、 今回の申請に至りました。 作付作物は、野菜を計画しているということでございます。 番号2番は、 の 自動車の約300m南側に位置する水田1筆と、 自動車の</p>

約550m南側に位置する水田1筆の計2筆です。
 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
 作付作物は水稻を計画しているということでございます。
 番号3番は、古墳の約600m東側に位置する水田になります。
 現況は、きれいに管理されておりました。譲渡人は農地を相続しましたが、耕作
 ができないため、耕作してもらっている申請人に譲り渡すため、今回の申請に至
 りました。作付作物は水稻を計画しているということでございます。
 番号4番は、の自動車の約250m北側に位置するの水田になります。
 現況は、きれいに管理されておりました。
 申請人に長年耕作してもらっていることから、今回の申請に至りました。
 作付作物は、水稻を計画してございます。
 番号5番は、の約600m西側に位置する、の水田になります。
 現況は、きれいに管理されておりました。
 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
 作付作物は、水稻を計画してございます。
 番号6番は、の沿いに位置する、土地改良区管内の水田になります。
 現況は、きれいに管理されておりました。
 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
 作付作物は、水稻を計画してございます。
 番号7番は、旧学校の約600m南側に位置する、川沿いの水田でござい
 ます。現況は、きれいに管理されておりました。
 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
 作付作物は、水稻を計画してございます。
 番号8番は、の学校の約450m北東に位置する畑になります。
 現況は、柿が植えられておりました。
 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
 作付作物は、柿を計画してございます。
 番号9番と10番は、申請人が同一人でございまして、一括して説明申し上げます。
 の歯科の約150m南西に位置する畑2筆を貸借し、歯科の約300m北側
 に位置する水田を売買するという申請でございます。
 現況は、いずれもきれいに管理されておりました。
 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請をいたしました。
 作付作物は、畑2筆が梨・栗・梅、水田は水稻を計画してございます。
 番号11番は、の歯科の約300m北側に位置する水田になります。
 現況は、きれいに管理されておりました。
 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
 作付作物は、水稻を計画してございます。
 番号12番は、地区の公民館の約150m西側に位置する畑2筆で、営農型
 太陽光発電施設の場所になります。
 今回、太陽光の下での営農を法人で行う申請で、当初は木耳だけを作付けする予定
 でしたが、現在は木耳3割程度と残りは南瓜を作っておりますが、毎年、徐々に
 木耳の作付けを増やす計画でございます。
 また、南瓜については、太陽光発電設備の下で営農に支障がない旨の意見書が、
 元東京農工大学農学部教授より提出されております。
 番号13番は、の県道十字路の約350m北西側に位置する休耕田でございます。
 現況は、雑草が繁茂していましたが、耕せばすぐに農地に戻る状態でした。
 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
 作付作物は、葡萄を計画してございます。
 番号14番は、の公民館の約100m北東側に位置し、申請人の自宅に隣接
 する畑でございます。
 現況は、きれいに管理されておりました。
 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。
 作付作物は、露地野菜を計画しています。
 番号15番は、の歯科の約150m北西側に位置する畑3筆と、学校の
 約200m北西側に位置する畑2筆、合計5筆でございます。

	<p>現況は、739番6は雑草が繁茂しておりましたが、残りはいずれもきれいに管理されておりました。</p> <p>申請人は、工場に勤めていたころから、近所の農家で手伝いをしながら、農業技能を学び、就農することを決意したため、今回の申請に至りました。</p> <p>作付作物は、野菜を計画しています。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号2番についてお願いいたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号3番についてお願いいたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号4番についてお願いいたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、番号5番についてお願いいたします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり</p>

	許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号6番についてお願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号7番についてお願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号8番についてお願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号9番及び番号10番は、申請人が同一人でございますので一括審議とします。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番及び番号10番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番及び番号10番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号11番についてお願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号11番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号11番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に、番号12番についてお願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号12番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号12番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号13番についてお願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号13番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号13番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号14番についてお願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号14番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号14番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号15番についてお願いいたします。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号15番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第73号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第74号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
3番 齋藤委員	去る11月2日、午前9時から霞ヶ浦庁舎で、鈴木委員と飯田委員、私の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 報告いたします。 番号1番は、 から国道 号を へ向かい、 川に架かる 橋の脇の蓮根田になります。 現況は、きれいに管理されていました。

	<p>申請人は、市の納税課の公売に参加し、経営規模を拡大するため、今回の申請に至りました。</p> <p>許可要件は満たしていると考えますが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。議案第74号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第74号について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成多数ですので、「議案第74号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程します。なお、番号4番については、議事参与の制限がございますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第9条の規程により、先に審議いたします。</p> <p>16番 関川 忠雄委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(16番 関川 忠雄委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、番号4番について、事務局より事案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p>
議 長	<p>議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。</p>
3番 齋藤委員	<p>説明いたします。</p> <p>番号4番は、 入り口の 商店から約250m南に位置する畑で、第1種農地と判断しました。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は、隣接する作業所への進入部分が狭く、作業効率が悪いため、進入路を拡幅する計画です。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>第1種農地ですが、既存施設の拡張で既存施設面積の2分の1未満の転用による不許可の例外に該当するため、許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>更なる審議の程、よろしくお願いいたします。以上です。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより議案審議に入ります。番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成多数ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。16番 関川 忠雄委員の入室をお願いします。</p> <p>(16番 関川 忠雄委員 入室)</p>
議 長	<p>続いて、番号1番から一括で、事務局より議案の朗読をお願いします。</p>

事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
3番 齋藤委員	<p>説明いたします。</p> <p>番号1番は、の 交通の約200m北東に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現況は、雑草が繁茂していました。申請人は、太陽光発電施設を計画しております。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えられます。</p> <p>続いて、番号2番は、の 十字路の約300m北に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、祖父からの使用貸借により、自己住宅を建築する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて、番号3番は、の にある 直売所の約50m北東に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、自己住宅を建築する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて番号5番は、の 十字路の約300m北に位置する県道 線沿いの畑で、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、親からの贈与により、既存宅地の282.71㎡と併せて、自己住宅を建築する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>続いて番号6番は、の から約200m西に位置する畑で、第2種農地と判断しました。現況は、一部物置が建っており、始末書が添付されております。申請人は、祖父からの贈与により、自己住宅を建築する計画です。転用による周辺農地への影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。これより、議案審査に入ります。番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	<p>次に、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。 なお、番号1番については、3,000㎡以上の案件となることから、16日の茨城県農業会議諮問案件になりますので、委員の皆さんご承知おき願います。
議 長	次に、「議案第76号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方説明をお願いします。
3番 齋藤委員	説明いたします。 函面番号7番をご覧ください。 番号1番は、 の から約200m西に位置する畑で、先程の5条の番号6番の隣接地になります。 こちらは、昭和61年頃から農業用倉庫敷地として利用されており、現在も倉庫が建っておりました。 31年前から農業用倉庫敷地として使用しており、現況も申請どおりになっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。以上です。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 議案第76号について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。議案第76号について、原案のとおり

	交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第76号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局	利用権設定内容について説明いたします。今回の利用権設定は全体で18件。面積は35,173㎡。その内新規は11件で主な作物は野菜・レンコンとなります。再設定は7件。主な作物は水稻・レンコンとなります。 以上農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると思われます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございましたらお願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第77号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局	茨城県農業再生協議会の生産調整パンフレットについて 農業委員会視察研修の決算について 第13回かすみがうら祭の決算について 農業委員会忘年会について 総会終了後の勉強会について
議 長	以上をもちまして第162回総会を閉会いたします。 長時間にわたる慎重審議ご苦労様でした。 (午後2時55分 閉会)